

# 物件の仲介を希望する宅地建物取引業者の方へ 「空家バンク制度」による物件の仲介の流れ

## Step 1 登録

「河南町空家バンク制度事業者登録申請書兼誓約書（様式第1号）」に①宅地建物取引業者免許書（写）、②重要事項説明書（※1）③法人市町村民税（個人の場合は市町村民税）（※2）並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税の完納証明書等の書類を添えて、提出ください。

※1 仲介業務が売買の場合は土地・建物用及び区分所有用のもの、賃貸借の場合は賃貸借用のものが必要です。

※2 河南町に納税義務がない固定資産税の証明については、不要です。



## Step 2 事業者の情報発信

登録した事業者情報を町のホームページや窓口で発信します。



## Step 3 空家等の所有者等と契約

空家等の所有者等と物件の仲介の契約を締結してください。



## Step 4 物件情報の発信

契約を締結した物件の情報発信に努めてください。



## Step 5 売買・賃貸借の契約の仲介

空家等の所有者等と購入・賃貸希望者間の売買・賃貸借の契約を仲介してください。



## Step 6 結果報告

契約成立後、速やかに「仲介結果報告書（様式第7号）」を提出ください。

※空家等の売買・賃貸借における交渉・契約については、町は直接関与しません。また、契約等に関する疑義・紛争等については、当事者及び登録事業者間で解決するものとします。  
※空家等の売買・賃貸借等の仲介に係る報酬については、法で定められた範囲内の仲介手数料が必要となります。